

## 和寒町ふくしのまちづくり基本構想等策定業務仕様書

### 1 業務名

和寒町ふくしのまちづくり基本構想等策定業務

### 2 業務の目的

特別養護老人ホーム芳生苑、及び老人デイサービスセンター健楽苑など老朽化した本町の高齢者福祉施設を再整備するにあたり、その機能には子どもや障がいのある方などの多様なニーズにも対応しうるサービスの提供の他、本町の持つ地域性や人的資源を活かした事業の創出などにより、将来の自立に向けた複合的な経営が求められています。

このため、再整備する施設を核として、本町の福祉に関する課題を解決できるよう、町民や関係機関等の意見を踏まえ、本町の人口規模に応じた望ましい姿と、実現可能な機能について方向性を見出し、ビジョンを共有する「ふくしのまちづくり基本構想」を令和5年度に策定し、将来に向けた安定的な福祉行政の推進を図ること目的とします。

### 3 履行期間

契約日の翌日から令和6年3月31日まで

### 4 業務の内容

#### (1) ふくしのまちづくり基本構想策定業務

##### ア 現状と課題の整理、ニーズの把握

- ①本町の福祉分野におけるまちづくりの方向性の検討にあたり、既存の各種統計指標及び「第6次和寒町総合計画」、「第2次和寒町まち・ひと・しごと総合戦略」、「和寒町地域福祉計画等」の上位・関連計画等の資料から現状及び課題を整理する。
- ②関係部署へのヒアリング調査等、必要な情報の収集を行う。
- ③町民や福祉関係団体及び事業所へのヒアリング等により福祉に関するニーズを把握する。
- ④ヒアリングやワークショップ、アンケート調査など、ニーズの把握は受託者が内容を企画し実施する。
- ⑤上記の調査等で把握された地域の特性や地域が有する価値や課題、有効活用の可能性がある資源等について、ハードとソフトの両面から整理・分析する。

※町の高齢者福祉に関する現状については、別途「和寒町高齢者総合福祉施策の考え方（令和4年4月21日時点）」を参照してください。

※本町においては、「第9期和寒町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定に向けた「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施します。（令和5年5月集計予定）

## イ 町民参画による検討会等の開催

- ①アで整理分析した内容を基に町の方向性を定めるため、町内の福祉関係者や有識者による検討会等を開催する。
- ②受託者は、検討会等での有識者の選定及び出席調整、企画運営及び資料や議事録の作成を行う。
- ③検討会等の開催にあつては、多種多様な視点から議論が広がるよう、自治体のまちづくりに精通した大学や企業等から委員を募る。
- ④他市町村等における事例の紹介等必要な情報提供を適宜行う。

## ウ 福祉分野に関する基本的な考え方の検討

- ①検討会等の議論から、本町の福祉に関する基本的な考え方を整理し、基本構想策定に向けた福祉のまちづくりの基本理念と基本方針案を示す。
- ②基本構想の策定過程においては、町民と課題を共有する講演会等を開催する。

## エ 本町に必要な施設や事業その機能の検討

- ①基本方針の具現化のため、必要と思われる「中核となる福祉施設」の規模や利用人員、種別等について調査検討し、案を作成する。
- ②町民の利便性や、行政機能の強化、施設の老朽化などから、関連施設の必要性と複合化の可能性について検討を行う。
- ③基本方針の具現化のために効果が見込まれる事業を提案する。
- ④事業は分野ごとに体系化し、成果、効果、指標に対する考え方を提案する。

## オ 施設や事業の運営体制の検討

- ①施設や事業の実施体制、役割分担等について、本町の人的資源を踏まえ検討し、課題を整理するとともに必要となる取り組みを明らかにする。
- ②検討にあたっては、行政と民間の役割分担を考慮するとともに、町内外の民間活力の導入について検討する。

## カ 基本構想案の策定

ア～オまでの内容を整理し、本町の将来像（望むべき姿）である基本構想案を策定する。

## (2) 「中核となる福祉施設」の基本計画策定業務

受託者は、(1)エの「中核となる福祉施設」について、基本構想の検討内容を踏まえ、和寒町の上位計画との整合性を図り、本町の介護、福祉関係者等の意見を参考としながら具体的な基本計画案を作成する。

また、整備する候補地については、委託者と協議のうえ、検討を進める。

## ア 整備計画の検討

- ①建設場所の考え方
- ②土地利用計画や関連制度

- ③施設への導入機能、性能
- ④敷地の利用計画・施設配置
- ⑤運営手法
- ⑥整備スケジュール（令和8年度着工に向けた整備スケジュール（案）を作成する。）
- ⑦概算事業費、想定される財源
- ⑧その他（地元経済への波及効果、二酸化炭素の縮減等環境負荷軽減の方策、など）

#### イ 概略図等の作成

- ①概略図として、平面図、敷地周辺の動線計画図、敷地内建物の配置図（敷地内動線計画含む。）を作成する。
- ②町民と情報を共有のため、機能ゾーニング図、施設内外のイメージ図を作成する。

#### ウ 基本計画の策定

- ア、イの内容を整理し、基本計画案を作成する。
- また、基本構想案及び基本計画案について、町民へ説明する機会を設ける。

### (3) 報告書の作成

上記（1）（2）を整理し、報告書として取りまとめる。

### (4) その他

委託者の指示により、町議会、総合計画審議会及び介護・保健・福祉対策検討委員会等での審議、及び庁内関係部署での協議に必要な情報を整理し、会議資料を作成する。

## 5 実施体制

- (1) 委託者が特別の事情があると認めた場合を除き、受託者は提案書に記載された実施体制により本業務を履行する。
- (2) 受託者は、本業務に関する統括及び管理を行う管理技術者及び管理技術者の下で担当業務を行う担当技術者を定め、管理技術者等通知書を委託者に提出する。
- (3) 受託者は、本業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、または請け負わせてはならない。  
ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 受託者は、本業務の一部を委任し、または請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により、その者の商号または名称その他必要な事項を委託者に通知し、承諾を得る。

## 6 業務の実施

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに管理技術者等通知書、業務実施計画書及び業務工程表を提出して業務担当員の指示を受けるとともに、業務着手届を提出する。
- (2) 受託者は、業務担当員の求めに応じ、業務の詳細な実施工程を示した実施工程表を作成するとともに、業務の履行状況について、適宜、業務履行報告書を作成し、業務担当員に提出する。
- (3) 受託者は、業務を適切かつ円滑に実施するため、業務担当員と常に密接な連絡を取り、業

務の実施方針、条件等について、逐次、打合せ及び協議を行うものとする。

また、その内容及び成果については、速やかに書面に記録し、その都度、業務担当員の確認を受ける。

- (4) 受託者は、業務実施に当たり、町の担当職員及び各担当課、関係者等と十分に相互調整を行いながら推進し、その内容及び成果については、速やかに書面に記録し、その都度、業務担当員に提出する。

## 7 成果品（納品物）

- (1) 「ふくしのまちづくり基本構想（素案）」 1部  
提出期限：令和5年12月予定
- (2) 「中核となる福祉施設の基本計画（素案）」 1部  
提出期限：令和5年12月予定
- (3) 「ふくしのまちづくり基本構想（本編、資料編）」及び「基本構想（概要版）」 60部  
提出期限：令和6年3月予定
- (4) 「中核となる福祉施設の基本計画（本編、資料編）」及び「基本計画（概要版）」 60部  
提出期限：令和6年3月予定
- (5) 別添資料（基礎調査結果を整理したもの）
- (6) その他参考となる資料
- (7) 前各号のデータを、次に掲げる形式で電子媒体（CD-R又はDVD-R）に保存し、委託業務名を印刷して提出する。

製本した成果品の体裁をPDF形式に整理・変換したファイルも合わせて提出する。

ア 文書及び表・・・Microsoft Office Word 又はPower Point 形式

イ 表及びグラフ・・・Microsoft Office Excel 又はPower Point 形式

ウ 写真・・・・・・・・Jpeg 形式

エ 図面データ・・・JWW 形式

## 8 委託料の支払条件

契約代金の支払いは事業完了後、一括払いとする。

なお、上記以外の支払い方法については、委託者と協議により決定する。

## 9 成果品に係る著作権等

- (1) 受託者は、業務に係る成果品、資料等の所有権及び著作権は全て成果品の引渡し時に委託者に譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、委託者の承諾を得ることなく成果品等の内容を公表してはならない。
- (3) 受託者は、著作権法第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。
- (4) 受託者は、委託者に引き渡した成果品の全てについて第三者の有する著作権等を侵害するものではないことを保証するとともに、第三者の有する著作権等を侵害した場合は、その損害を補償し、必要な措置を講じなければならない。

## 10 その他

- (1) 受託者は、業務の履行に当たり、地方自治法、地方自治法施行令、本町の諸条例・規則等の関係法令を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、この業務に係る一切の費用を負担すること。
- (3) 受託者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。  
また、必要な措置を講じ、個人情報の流出防止に万全を期すこと。
- (4) 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国内の法令に基づき保護される第三者の権利対象である履行方法を委託者が指定した場合、その履行方法の使用について委託者と協議しなければならない。
- (5) 本仕様書に定めのない事項または本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、委託者と協議のうえ、決定するものとする。

※ この仕様書は、公募型プロポーザル方式による受託候補者の選定を行うに当たり提案の募集時において委託を予定している内容であり、契約の締結に際しては、受託候補者の提案内容等を踏まえ、協議のうえ修正を行うことがあります。